

松江市ごみ収集車広告掲載実施要領

1. 趣旨

この要領は、松江市広告掲載要綱（平成 18 年 12 月 8 日施行。）及び松江市広告掲載基準（平成 18 年 12 月 8 日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、松江市が所有するごみ収集車への広告掲載について必要な事項を定める。

2. 掲載位置及び掲載方法

掲載位置及び掲載方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1 枠の大きさ 縦 90 センチメートル、横 170 センチメートル程度。
- (2) 掲載位置 車体側面(左右合計 2 面)。ただし、広告がグリスアップポイントにかからないよう留意すること。
- (3) 掲載方法 広告掲載する図案(以下「図案」という。)を施したラッピングフィルム、カッティングシート等再剥離が可能で、かつ、走行中に離脱しない素材(以下「ラッピングシート」という。)を貼り付ける方法で行い、車体塗装による方法を行わないものとする。

3. 広告掲載料

車両 1 台当たり月額 10,000 円（消費税等を含む）

4. 掲載期間

掲載期間は、3 か月を単位とする。原則として、年度の末日を超えて掲載することはできない。ただし、広告主が希望する場合は継続も可能とし、掲載期間を延長する場合は 1 か月前までに書面で申し込むものとする。

5. 広告主の募集及び広告掲載の申込み

(1) 募集の対象は事業者（広告代理店の応募も可能）とする。ただし、基準第 5 条に規定する業種及び次の各号に掲げるものを除く。

① 一般廃棄物処理業者及びその他の廃棄物処理業者

② ごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民が誤解するおそれのあるもの

(2) 広告主に対しては、掲載期間の初日の 1 か月前までに申し込むよう求めるものとする。

(3) 広告主は、松江市ごみ収集車広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に申し込むものとする。

(4) 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、証明書等については、当該申込書の提出日前 3 か月以内に発行されたものとする。

① 図案(カラーA3 版の大きさに縮小したもの)

② 納税証明書(市税の納付状況を示す書類(完納証明))

③ 事業等の概要を記した書類

④ 法人にあつては、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

⑤ 法人以外の団体にあつては、規約並びに参加企業及び店舗等一覧表の写し又はこれらに相当する文書

(5) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して、市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。

(6) 申込期間は、市ホームページ等で周知するものとする。

6. 掲載の決定

市長は、募集期間終了後速やかに審査し、広告掲載の可否を決定する。その結果については、松江市ごみ収集車広告掲載決定通知書により、当該申込みをしたものに対して通知するものとする。

7. 掲載期間の延長

掲載期間を延長しようとするものに対しては、掲載期間終了日の1か月前までに、松江市ごみ収集車広告掲載期間延長申込書により申し込むよう求めるものとする。

2 前項の規定による申込書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、延長の可否を決定する。その結果については、松江市ごみ収集車広告掲載期間延長決定通知書により、当該申込みをしたものに対して通知するものとする。

8. 広告掲載料の納入

掲載決定通知書を受けたものに対しては、広告掲載料を指定された期日までに、一括で前納するよう求めるものとし、前条の延長決定通知書を受けたものに対しても同様とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

9. 広告の作成基準

広告の作成基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図案は、道路交通及び車両運行上、支障とならないよう配慮すること。
- (2) ラッピングシートには、著しい発光、蛍光又は反射の効果を有する材料等を使用しないこと。
- (3) ラッピングシートを車体に貼り付けるために使用する接着剤は、再剥離が可能で車体塗装を損傷させることのないものを用いること。
- (4) 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任

を負うことに留意すること。

10. 広告の作成、掲載及び撤去

図案及びラッピングシートの作成、広告の掲載及び撤去については、全て広告主の負担により行うものとする。

2 広告主は、広告の掲載及びその撤去を行おうとするときは、ごみ収集車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載作業又は撤去作業により、ごみ収集車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状に復するものとする。

11. 広告の修復

松江市の責めに帰すべき事由により、掲載後の広告に毀損が生じたときは、松江市が経費を負担して修復を行うものとする。この場合、松江市は広告主に対し、その損害の賠償は行わないものとする。

2 色あせなど経年劣化に起因するもの等については、松江市の経費負担による修復の対象とはしないものとする。

12. 広告を掲載したごみ収集車の運行範囲及び運行日

広告を掲載したごみ収集車の運行範囲及び運行日については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運行範囲は、一般廃棄物を収集・運搬する地域内における当該ごみ収集車が担当する区域とする。

(3) 運行日は、当該ごみ収集車の稼働日から道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 48 条の定期点検、同法第 58 条の自動車の検査及び架装部の年次点検に要する日を除いたものとする。

13. 掲載の取消し

次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載に係る決定を取り消すものとする。

- (1) 広告主が基準第5条で規定するものに該当することとなったとき。
- (2) 広告掲載の作業が指定する期日までに完了しないとき。
- (3) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (4) 広告を掲載するに当たり、特に支障があると認めたとき。

2 前項各号の規定による取消しをした場合において、既に広告が掲載されているときは、当該広告を撤去するものとする。この場合において、当該撤去に要する費用は、全て広告主の負担とする。

14. 広告掲載料の還付

既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既に納付された広告掲載料の全部または一部を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載前の場合 全額
- (2) 広告掲載の対象となる車両が、当該月の運行日のうち5日以上運行しなかった場合 当該月分の広告掲載料

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

15. 委任等

この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。